

平成8年3月13日第3種郵便物認可 1996年7月22日発行(第2・4月曜日発行)

聴能情報誌

みみだより

会員の誌代は会費に含まれています

第303号

第3巻

通巻388号

編集・発行人：みみだより会、立入 哉 〒300-11 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2150-1-1-203 電話：0298-41-7069 FAX：0298-41-5682

特集

聴覚障害児の福祉制度

主に「児」の福祉制度が中心なので、「者」の場合とは異なる場合があります。
内容の責任は編集部にあります。禁無断転載。(手当額などは96年6月現在)

福祉の制度は、その制度ごとの法律で内容や判定基準が規定されている。そして、その判定基準は法律によって異なる。児童扶養手当などの手当関係は3段階に分かれ、J Rなどの割引は2段階に分かれている。それぞれ利用する福祉制度によって、どの判定基準が適用されるかは、大まかに以下の表に分類できる。

参照する等級分類種別	勘案される福祉制度
手当等級で規定	特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの手当
身障者手帳の等級で規定	日常生活用具の給付・貸与、所得税、市県民税相続税、自動車取得税、(軽)自動車税など
障害種別の内容で規定	J R、私鉄、航空運賃、バスなどの交通機関

[障害の等級判定基準]

障害程度	手当等級	身障者手帳	障害種別
補聴器を用いても音声が識別できない者(=左右の500、1k、2kHzの聴力のすべてが100dB以上の者)	重度	2級	一種
両耳の平均聴力が100dB以上	一級		
両耳の平均聴力が90dB以上	二級	3級	
両耳の平均聴力が80dB以上	手当の支給対象外	4級	二種
両耳の平均聴力が70dB以上 一側が90dB以上で他側50dB以上		6級	
上記以外	福祉法等による処置はない		

手当等級＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表1～3

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定基準について

身障等級＝身体障害者福祉法15条4および別表二、身体障害者福祉法施行規則

障害種別＝身体障害者旅客運賃割引規則 第2条

身障者手帳2級でも、両耳の500、1k、2kHzの6箇所の聴力が1箇所でも100dB未満であれば手当等級「一級」となり、6箇所すべてが100dB以上であれば、手当等級「重度」となる。(昭和54年4月1日 社更54号)

注：手当等級・重度と補聴器交付について

注：等級における重度の判定基準は、本来「補聴器を用いても音声で識別できない者」であるが、実際にこのような認定は困難なため、「左右の500、1k、2kHzの聴力のすべてが100dB以上の者」を「補聴器を用いても音声で識別できない者」とみなしている。補聴器を用いても音声で識別できない者であれば、補聴器は不要であるとの論理から、重度の判定を受けると、補聴器交付を受け付けない場合がある。しかし、ろう学校生徒に対しては、教育訓練上、補聴器を必要としている場合は、それを審査の上、障害児福祉手当の対象として認定しても良いとの通達があり、重度判定者でも補聴器の交付が受けられる。

厚生省社会局更正課通達（昭和51年6月28日、社更83-11）

(問) ろう学校の生徒については、教育訓練上全生徒に補聴器の使用指導がなされている実態があるが、この場合であっても、補聴器を用いていることをもって一律に福祉手当の対象としない取り扱いとしてよいか。

(答) ろう学校の生徒について、設例のような指導がなされている場合は、診断書等により補聴器を用いても音声を識別できない状態にあるか否かについて審査のうえ認定されることとされたい。なお、補聴器を用いても音声を識別できない状態にあるか否かについては、日常生活の状況について実地に調査するなどその認定に十分配慮されたい。

I. 手当等級による福祉制度

特児＝特別児童扶養手当の略

等級	重度	一級	二級
月あたり支給額	50350+14270円	50350円	33530円
支給手当の内訳	特児一級+障害児福祉手当	特児一級	特児二級

参照法：特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第4条、第18条

重度・一級・二級という書き方は正しくない。特児と障害児福祉手当は、別々の法律で規定されているので、正確には「重度」判定を受けると、特児一級に「障害児福祉手当」の給付を受けられることになる。

これらの給付については、所得制限があり、年間の所得が一定以上だと給付が受けられない。特児は郵便局から4カ月分がまとめて支払われ、支給月は4・8・12月（12月の支給分は手当の受給者が請求すると11月に支給を受けられる）。障害児福祉手当は本人名義の預金口座に3カ月分まとめて振り込まれ、支給月は2・5・8・11月。手当支給額は、物価水準等を勘案して改正される。

II. 身障者手帳の等級による福祉制度

[医療補助（育成医療）]

対象：全障害等級者 内容：医療給付 窓口：各保健所

[補聴器修理]

対象：全障害等級者 窓口：福祉事務所

内容：耳型6400円、補聴器用電池の給付などがある。

[補聴器交付] 対象：全障害等級者 窓口：福祉事務所

標準型箱形	JIS C5512-1986による最大出力音圧が140dB以下のもの。出力が125dB以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	33,700円	耐用年数4年	
標準型耳掛形		43,200円		
高度難聴用箱形	最大出力音圧が140dB以上のもの。その他は標準型箱形及び標準型耳掛形に準ずる。	54,900円	年	
高度難聴用耳掛形		66,200円		
挿耳形	レディメイド	標準型箱形及び標準型耳掛け形に準ずる。	86,400円	4年
	オーダーメイド		136,900円	
骨導型	箱形	IEC Pub 118-9(1985)による90dB最大フォースレベルの表示値が110dB以上のもの。	66,400円	年
	メガネ形		120,000円	

参照法：児童福祉法 第21条の6、児童福祉法施行規則 第9条
補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準
身体障害児童に対する補装具の給付について

なお、「身体障害児童に対する補装具の給付について」の第三、4項には、「耐用年数（中略）に相当の長短が予想されるので、（中略）実情にそうよう慎重に取り扱うこと」との条項があり、必ずしも、耐用年数4年にこだわらなくても良いとの記載がある。

補聴器の種別（高度難聴用とか標準型の判別、挿耳形の交付）は、特に法律的な判別法は定められていない。従って、これらを交付判定する医師等による判断にゆだねられている。この場合、2～3級が高度難聴用、4級以上は標準型が目安とされている。

基準外交付

高度難聴用耳掛形などの基準に示された補聴器以外の補聴器（例えば、FM補聴器）の交付を受けたい場合は「基準外交付」の制度を利用する。「身体障害児の障害の状況、その他真にやむを得ない事情により告示に示された補装具の種目、型式、価格等によりがたい場合は（中略）、厚生大臣に協議のうえ承認を得て給付することができる」。（法：身体障害児童に対する補装具の給付について 第3-2）。基準外交付を受けたい場合は、まず福祉の窓口と相談の上、医師の意見書（補装具交付意見書）に、その旨を書いてもらう。その上で、県は厚生大臣に「身体障害児補装具基準外給付交付申請書」を提出する。（様式は上記通達様式第4号）通常、2～3カ月程度で認可されることが多い。詳しくは「みみだより255号」を参照して下さい。

これら補装具等の交付基準額（受託報酬予定額）の決定の際には、仕入れにかかる消費税分を考慮して、1.8%を加算した額が決定される。従って、「高度難聴用耳掛形補聴器、イヤモールド付き、両耳」の判定の場合、

$$(66200 + 6300) \times 2 \times 1.018 = 147610 \text{円となる。}$$

高度難聴用耳掛形 イヤモールド 両耳 消費税相当分

また、本来、補聴器交付は現物支給が原則で、「補聴器購入時に、その代金を補助してくれる」という制度ではない。しかし、費用の支給もやむを得ない場合には、認められる（法：身体障害児童に対する補装具の給付について 第1-3）。

[日常生活用具の給付・貸与]

対象：全障害等級者 窓口：福祉事務所

内容：サウンドマスター、パイブーム、パトライト、福祉電話、ファックス、文字多重放送受信装置、見えるラジオなど、自治体によって、給付・貸与品や給付・貸与条件が異なる。

自己負担金（児童福祉法第56条第8項により支払を命ずる額）

双方が聴覚障害を持つ兄弟が、同一月内に補装具等の申請をした場合、自己負担金は1人分と同じになる。これは自己負担金の計算が世帯ごと、月ごとに行われるため。また、ファックス、文字多重放送受信装置とを同一月内に申請した場合も、自己負担金は1回分となる。

[税金]

対象：特別障害者控除は1～2級、障害者控除は3～6級障害者対象

内容：所得税・市民税・県民税・相続税について、税の控除が行われる。

[自動車物品税、取得税、自動車税、軽自動車税の控除]

減税対象者＝2級障害者の購入運転、または、18歳未満の2級障害児と生計を同一にする者がもつばら手帳所持者のために運転する場合

税金名	免税内容	手続き方法
取得税	免税	福祉課で資格証明を受け、税務署で
自動車税	家族運転の場合2000ccまで減免 本人運転の場合 制限なく 減免	手帳、印鑑、免許証、車検証 住民票をもって福祉課へ
軽自動車税	減免	手帳、印鑑、免許証をもって市民税課へ

注：上記の「もつばら」とは、週に3回以上の往復のために使用する場合。通学その他、通院も週に3回以上であれば、その医院の証明で適用が受けられる。

[高速道路の割引]

対象：本人運転は手帳6級以上、介助者運転は本人手帳2・3級のみ

- ①手帳＋車検証（＋本人運転の場合免許証）を福祉事務所に持参
- ②手帳に印を受け、「割引証」を受ける（1回60枚、通学180枚、年間720枚まで）
- ③「割引証」に必要事項を書き込みの上、通行券と共に料金所に出す

[映画入場料の割引]

対象：全手帳所持者

内容：大人は子ども料金で鑑賞可能。ゆえに、子どもの場合、割引制度なし。

[住宅資金貸付優遇]

対象：4級以上

内容：2級以上で面積割増、4級以上で金額の割増を受けることができる

[NHK受信料減免]

対象：全手帳所持者

内容：手帳所持者のいる貧困世帯で全額免除、世帯主が手帳所持者で半額免除

[その他] 市営バス・公共施設利用の割引など

Ⅲ. 障害種別による福祉制度

[JR、私鉄運賃等の割引]

区 分		割引対象乗車券	取扱区間	割引率
第一種	介護人付添	普通、定期乗車券 回数乗車券、急行券	全区間	5割
	単 独	普通乗車券	片道100キ 口をこえる区間	
第二種	単 独		定期乗車券	
	12歳未満 介護人付添			

手続き方法：切符購入窓口到手帳を提示する 法：身体障害者旅客運賃割引規則

注：切符購入はJR窓口の他、旅行代理店でも受け付ける。また、介護者に発行する定期券は、障害児本人の定期券が通学であっても、通勤定期扱いとなり、通学定期とはならない。

[航空運賃の割引]

対象：12歳以上の第一種障害者（付添者有無不問：証明印不要）

12歳以上の第二種で聴覚4級障害者本人（証明印必要）

内容：25%

手続き：福祉事務所での証明印が必要な場合がある

補聴器新製品

ベビー形補聴器 US80-PB

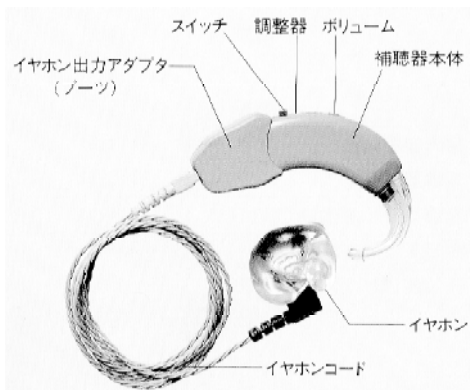
ユニترون社の耳かけ形補聴器「US80-PPL」の内部レシーバを除去し、外部イヤホンに置き換えたベビー形補聴器。

US80-PPLも使いやすい補聴器だったが、補聴器のトリマなどはそのまま、ベビー形として使えるようになっている。

トリマ：L/H/G/Pの4つ
スイッチ：O・T・M（MTなし）
定 価：150000円

SSPL90(peek)140dB SPL（疑似耳）
FOG50(peek)・・・81dB（疑似耳）
※但し、標準イヤホンCP100使用時

詳細は(株)N J H 〒112 文京区後楽2-21-6 TEL:03-3818-4133,FAX:03-3818-3303



「PiPiとべないホテルは、やさしさや思いやり、勇気を
伝えてくれる。とてもステキなアニメーション映画です。」

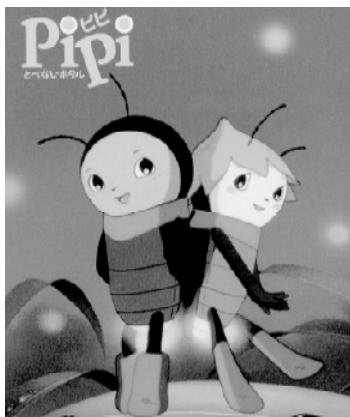
字幕付き映画紹介

PiPi とべないホテル

前号でも紹介した「PiPiとべないホテル」の東京でのアンコール上映が行われる。上映館は、高田馬場東映パラス。アンコール上映は8月10～23日で、この期間中、

13日(火)、20日(火)は字幕付き

フィルムが使用される。これからより多くの映画に字幕を付けていただくためにも、ぜひ、応援をお願いしたい。上映時間、①10:30～12:00、②12:10～13:40。鑑賞券一般1200円、子ども800円。それぞれ当日券は1500円と1000円。詳しくは下記の上映事務局まで。東映パラス＝山手線高田馬場駅下車。



問い合わせ先：〒160 東京都新宿区西新宿7-7-7 ハイライフ西新宿502
上映に関する問い合わせ：上映事務局 TEL：03-3371-0782
「PiPiとべないホテル」配給委員会 TEL:03-3365-4320 FAX:03-3371-0788

なお、この映画を、要望に合わせて「字幕付きフィルム上映会」を設定することが可能です。詳しい条件などについては、03-3371-0782にお問い合わせをお願い申し上げます。

聴覚障害児者教育機器展示会

日時：7月25日(木) 10:00～17:00

場所：新宿・京王プラザホテル42階(新宿駅西口下車徒歩5分)

展示会社：集団補聴器関連＝ソニー・松下通信工業・リオン

補聴器関連＝ダナジャパン・オーティコン・日本コクレア

情報機器関連＝

富士ゼロックス・東和エンジニアリング・鈴木製作所・富士通機電

問い合わせ先：全国聾学校教頭会東京大会事務局

大田ろう学校 教頭 山田忠博 TEL:03-3721-6861、FAX:03-3722-5169